

令和7年4月1日
福祉局長決定

神戸市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 神戸市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、神戸市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で神戸市に住所を有する者（神戸市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

一 イ及びロに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

イ 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

- ロ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額
- ハ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等（調整給付金（当初給付分）の受給に係る手続きを行わなかったことにより、調整給付金（当初給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなした場合又は支給を受ける意思を取り消したものとみなした場合を含む。以下同じ。）した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）
- 二 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
- 三 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者
- 四 前三号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者
- 2 前項第1号イに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。
- 一 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者
- 二 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
- 三 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、同号イ及びロに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)から同号ハに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号ロを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で神戸市に住所を有する者(神戸市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号ロを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で神戸市に住所を有する者(神戸市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金(不足額給付分)の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。)を差し引いた額とする(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)

4 前条第1項第1号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金(不足額給付分)の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者は、支給要件確認書または申請書（以下「確認書等」という。）の提出・申請により行うものとする。確認書等の様式については、福祉局長が別に定める。

2 提出者は、確認書等の提出にあつては、提出者本人であることを証するための公的身分証明書の写し等を提出又は提示するとともに、確認書等に必要事項を記入し、福祉局長が別で定める書類を添えて本市に提出しなければならない。

3 確認書等による申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお、第2号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により神戸市に提出し、神戸市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により神戸市に提出し、神戸市が現金を交付することにより支給する方式

三 電子申請方式 提出者が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）により神戸市に電子申請し、神戸市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

四 その他神戸市長が認める方式

(支給案内書による支給)

第7条 神戸市は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であつて、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、支給案内書により調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。支給案内書の様式については、福祉局長が別に定める。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、登録口座又は受取方法変更の申出、受給の拒否および代理による受給の意思を示すことができる。

3 第1項による支給対象者は、口座変更届により、支給案内書に記載された登録口座の変更を申し出ることができる。口座変更届の様式については、福祉局長が別に定める。

4 神戸市長は、支給対象者より受給の拒否の意思が示された際は、辞退届により意思確認

を行う。辞退届の様式については、福祉局長が別に定める。

- 5 神戸市長は、令和7年8月12日までに第3項の規定による口座変更届、第4項の規定による辞退届、第8条の規定による申出書、及び第9条の規定による受領委任状の提出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（記載金額に重大な相違があった場合の申出）

第8条 支給対象者は、支給案内書、支給要件確認書、申請書に記載されている調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算定式について、神戸市の明確な誤りによる重大な相違を認める場合、申出書により金額の再計算を申し出ることができる。申出書の様式については、福祉局長が別に定める。なお、申出書の提出にあたっては、支給対象者は、相違を証明する資料を添付しなければならない。

- 2 前項の申出書が提出された場合にあっては、神戸市長は、調整給付金（不足額給付分）の支給に際し、当該申出書に基づき再計算した支給額を決定し、支給額決定通知書により支給対象者に通知する。合わせて、支給対象者より再計算後の金額で調整給付金（不足額給付分）の支給申請があったものとみなし、給付の手続きを行うものとする。支給額決定通知書の様式については、福祉局長が別に定める。

- 3 支給対象者は、第1項の申出書提出後は、金額の修正を申し出ることができない。

（代理による受給・確認書等の提出）

第9条 神戸市長は、支給対象者より代理による受給の意思が示された際は、受領委任状により意思確認を行う。受領委任状の様式については、福祉局長が別に定める。

- 2 支給対象者に代わり、代理人として調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- 一 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

- 二 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で神戸市長が特に認める者

- 3 代理人が調整給付金（不足額給付分）を受給する場合、神戸市は、支給対象者の公的身分証明書の写しに加え、代理人が当該代理人本人であることを確認するために、代理人の公的身分証明書の写し等の提出を求めることとする。

4 神戸市は、第2項第1号及び第2号の者にあつては、次の各号により代理権を確認するものとする。なお、当該代理人の本人確認ができなかった場合又は代理人と支給対象者との代理関係を確認できなかった場合には、神戸市は当該代理人からの申請を受け付けないものとする。

一 第2項第1号の者は住民基本台帳で確認する。

二 第2項第2号の者は支給対象者と代理人の関係を示す書類の提出を求める。

5 前3項の規定は、支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等の提出を行う者に対して準用する。

(確認書等の提出の期限)

第10条 調整給付金（不足額給付分）の申請受付開始日は、令和7年7月31日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

3 前項の提出期限を経過した確認書等の扱いについては、福祉局長が別に決定するものとする。

(支給の決定)

第11条 神戸市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

(調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等)

第12条 神戸市長は本件事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 神戸市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者（第9条の規定による代理人を含む。）から第10条第2項の提出期限までに第6条の規定による確認書等の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 次の各号に定める場合は、令和7年11月21日をもって当該申請が取り下げられたもの

とみなす。

- 一 神戸市が第6条により提出された確認書等の受付を行った後、誤記入や記入漏れ、添付書類の不備等、受給権者（第9条の規定による代理人を含む。）の責に帰すべき事由により各種要件の充足が確認できず、神戸市が受給権者に連絡・確認に努めた上でなお令和7年11月21日までに補正等が行われず、支給決定に至らなかった場合
- 二 神戸市が第11条の支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込み不能等、受給権者（第9条の受給の規定による代理人を含む。）の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、神戸市が確認等に努めた上でなお令和7年11月21日までに補正等が行われず、支給できなかった場合

（給付金の返還）

第14条 神戸市長は、偽りその他不正の手段により又は支給要件を満たしていないにも関わらず調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

- 2 前項の返還を求められた者は、誠実かつ速やかに返還しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉局長が別に定める。

- 2 この要綱の規定によって福祉局長が別に定めるもののほか、神戸市と受給権者が締結する調整給付金（不足額給付）に関する贈与契約その他これに関する事項については、民法その他関係法令の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。